

F-15戦闘機の墜落事故に対する意見書

平成30年6月11日午前6時過ぎ、米軍嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が沖縄本島南方の沖合約80キロの海上に墜落し、操縦士が重傷を負う重大事故が発生した。

昨今、米軍のオスプレイやヘリコプターの墜落及び不時着事故、また、部品落下事故による日常的な生活や教育環境への影響が今なお強く残り、県民へ与えた不安と恐怖は計り知れない。

米国のシンクタンクの報告書によると予算削減や部品調達の遅れ、整備要員の不足により十分な整備が行き届いていない現状が示唆されており、今回は海上での墜落事故であったが、緊急着陸を繰り返す現状からすると予断を許さず、看過できない。また、一步間違えれば基地周辺住民を巻き込みかねない重大事故であるにもかかわらず、事故原因の究明がされない中、僅かな点検作業の末、二日後には飛行再開をするなど、県民の感情を無視し、安全を担保することなく訓練を優先する運用は、県民や自国の操縦士の人命すら軽んじた暴挙である。

同機は、昭和54年の配備以降、10件の墜落事故が確認されており、平成19年の空中崩壊事故を受け、欠陥及び老朽化した機体による訓練は、人命を巻き込んだ墜落事故が懸念され、常に県民の命が危険にさらされることになる。

このような事故がある度に日米同盟や日本の安全の維持を強調するが、平和時に県民の命が失われ、当たり前前の日常を求める声すら無視されてきた不幸な歴史からすると断じて容認できない。

我々のこれまでの抗議・要請を一顧だにしない日米両政府の沖縄に対する基地政策は、不安や懸念を一段と深刻化させ、日米両政府に対する不信感は頂点に達している。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 F-15戦闘機及びすべての米軍用機の飛行訓練を即時中止させ、原因究明を図らせること。
- 2 住宅地上空でのすべての米軍用機の飛行訓練を即時禁止させること。
- 3 事故の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で作成し、早期公表すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長